





本法律案は、税制の簡素化に資するため、わが国が締結した租税条約の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する租税条約の実施に備えて、所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する所要事項を一般的に定めようとするものであつて、おおむね適当な措置と認められる。

### 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

右国会に提出する。

昭和四十四年二月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

よりわが国外の締約国の居住者又は法人とされるものをいう。

三 限度税率 租税条約において相手国の居住者に対する課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額をこえないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第三条 相手国の居住者が支払を受ける租税条約に規定する配当、利息又は使用料(当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものも含む)で所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるもの(以下「配当等」という。)に対する同法第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、当該租税条約において配当等につきそれぞれ規定する

税率が百分の二十以上である場合を除き、

これらの規定に規定する税率に代えて、当該租

税条約において配当等につきそれぞれ規定する

税率によるものとする。

限度税率によるものとする。

前項の規定は、配当等に対し所得税を課さ

ず、又は配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当等又は譲渡収益に係る申告納税に係る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 租税条約 わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。

二 相手国の居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外國法人(同項第八号に規定する人格のない社団等を含む)で、租税条約の規定に

該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。)の金額に当該租税条約において当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ規定する限度税率を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税又は法人税につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

二 以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが、地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一條の十三第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)

又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが、地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一條の十三第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)

前項に規定する所得税額又は法人税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

三 第一項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税(道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。)をも含めて規定されているときは、同項の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に一を加えた数で除したものとして政令で定める税率とする。

(配当等又は譲渡収益に係る地方税の課税の特例)

第五条 租税条約が住民税についても適用がある場合において、相手国の居住者である法人に対し住民税を課するときは、その課税標準である法人税額のうち前条第一項に規定する所得に対する部分の金額は、地方税法第五十条第一項又は第三百四十二条第六第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する法人税割の標準税率とする。

前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項に規定する所得に対する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該

所得に対応する部分の金額として同条第二項の規定により計算した金額から同条第一項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

三 都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが、地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一條の十三第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)

又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが、地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一條の十三第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)

前項に規定する所得税額又は法人税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

四 都道府県は、租税条約が事業税についても適用がある場合において、前条第一項に規定する相手国の居住者の行なう事業に対し事業税を課するときは、その者が支払を受けるべき配当等又は譲渡収益をその課税標準に含めないものとする。

(双方居住者の取扱い)

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定によりわが国外の締約国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く。)地方税法(当該租税条約の規定の適用を受ける住民税又は事業税に係る部分に限り)及びこの法律の規定を適用する。

(租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに限る手続)

第七条 大蔵大臣は、租税条約のわが国外の締約国の権限ある当局と当該租税条約に規定する協議又は合意をする場合において、その協議又は合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものと

第四条 相手国の居住者で所得税法第六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けようとする者が、配当等又は譲渡収益(資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉がある場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対する部分の金額が、当

する。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(相手国の租税の徴収)

第八条 政府は、租税条約の規定によりわが国以外の締約国の租税につき当該締約国の政府から徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第九条 第二条から前条までに定めるもののほか、租税条約の実施及びこの法律の適用に関する必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(他の法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第二百五十四号)

二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第二百六十号)

三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十八号)

四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国

政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十号)

五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニコラジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第三十号)

六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二百六十一号)

七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二百六十七号)

八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二百六十九号)

九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和四十一年法律第十号)

十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とドミニカ共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和四十一年法律第十一号)

十一 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドミニカ共和国との間の協定の実施に伴う所

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十一年法律第二百七十七号)

十二 所得に対する租税に関する二重課税の回

避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十八号)

十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第二百一十九号)

十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十三年法律第二百三号)

十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオランダとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十三年法律第二百三号)及び第三条を削る。

十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「合衆国」という。)の国籍に改め、同条を第二条とする。

十七条 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第三条とする。

十八条 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

十九条 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十条 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十一 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十二 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十三 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十四 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十五 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十六 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十七 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十八 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

二十九 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十一 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十二 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十三 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十四 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十五 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十六 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十七 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十八 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

三十九 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

四十 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

四十一 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

四十二 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

四十三 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

四十四 第二条から前条までを「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

る二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律案外一件

の日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律案外一件

税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米所得税条約」という。)及び「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)及び」を削る。

第二条及び第三条を削る。

第三条中「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十八号)

の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米所得税条約」という。)及び「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)及び」を削る。

第四条中「合衆国」と「アメリカ合衆国」との間の条約(以下「合衆国」という。)に改め、同条を第二条とする。

第五条中「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第三条とする。

第六条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第四条とする。

第七条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第五条とする。

第八条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第六条とする。

第九条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第七条とする。

第十条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第八条とする。

第十二条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第九条とする。

第十三条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十条とする。

第十四条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十一条とする。

第十五条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十二条とする。

第十六条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十三条とする。

第十七条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十四条とする。

第十八条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十五条とする。

第十九条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十六条とする。

第二十条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十七条とする。

第二十一条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十八条とする。

第二十二条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第十九条とする。

第二十三条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第二十条とする。

第二十四条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第二十一条とする。

第二十五条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第二十二条とする。

第二十六条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第二十三条とする。

第二十七条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第二十四条とする。

第二十八条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第二十五条とする。

第二十九条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第二十六条とする。

第三十条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第二十七条とする。

第三十一条中「前二条」を「前二条」に改め、「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第二十八条とする。

審査報告書

国有財産特殊整理資金特別会計法及び國の厅舍等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと認決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月二十五日

大蔵委員長 丸茂 重貢

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国有財産の適正かつ効率的な活用を一層推進するため、國の厅舍等の使用調整等に関する特別措置法を改正し、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の処分及びこれに代わる施設の取得ができることとし、その経理を一般会計と区別して行なうため、国有財産

特殊整理資金特別会計を特定国有財産整備特別会計に改めるとともに、当該計画の実施に必要な規定の整備を図ろうとするものであつて、おむね適切な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

### 一、費用

本法施行に伴い、昭和四十四年度特定国有財産整備特別会計予算において、歳入として前年度剩余金受入四十一億五千四百万円を含む総額百二億五千万円、歳出として八十一億七千九百万円が計上されている。

### 附帯決議

一、国有財産の管理及び処分については、その適正を期するため、一般会計及び特別会計を通じ、これを統一的に行なうよう努めること。

二、都市開発、土地対策問題の解決のため、未利用国有財産ができるだけ活用し得るよう留意すること。

三、旧軍用財産等で、国有財産台帳に登載されていない脱落地等の要登録財産の実態を把握するとともに、租税物納財産等未契約財産については、その契約が可及的速かに行なわれるよう適切な措置を講ずること。

四、大都市周辺の河川敷地については、その公共用物たる性格にかんがみ、公園、広場、運動場等に開放するよう可及的速かに措置すること。右決議する。

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の官舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月十三日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の官舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の官舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

（国有財産特殊整理資金特別会計法の一部改正）

第一条 国有財産特殊整理資金特別会計法（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおりに改める。

特定国有財産整備特別会計法

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 国の官舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第五条

に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第二条中「大蔵大臣」の下に「、運輸大臣及び

建設大臣（以下「所管大臣」という。）」を加え、同

条に次の二項を加える。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定

めることにより、会計全体の計算整理に

關するものについては、所掌事務の区分に応じ、所

管大臣の全部又は一部が行なうものとする。

第三条を次のように改める。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、特定国有財産整備計画の実施により処分（他の会計に対し有

債で行なう所管換、所属署その他の所属の移

動を含む。以下同じ。）をすべき国有財産その

他の会計に所屬する資産の処分による收入

金、法令の規定による負担金で特定国有財産

整備計画の実施に伴い徴収するもの、一般会

計からの繰入金、借入金、第十三条第三項た

どする。

第九条及び第十条を削る。

第十一条 この会計において、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得に要する

費用を支弁するため必要があり、かつ、当該

特定の国有財産の取得に伴い不用となる国有

財産の処分による収入金をもつて償還するこ

とができる見込みがあるときは、政令で定め

るところにより、当該収入金の収入見込額の範囲内で、この会計の負担において、借入金

をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額について

は、予算をもつて、国会の議決を経なければ

ならない。

（借入限度の繰越し）

第十二条 この会計において、借入金の借入れ

について国会の議決を経た金額のうち、当該

年度において借入れをしなかつた金額がある

ときは、当該金額を限度として、かつ、歳出

予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲

内で、翌年度において、前条第一項の規定に

よる借入金をすることができる。

第十三条を削り、第十四条を第十七条とし、

同条の前に次の四条を加える。

（時借款金等）

第十四条 この会計において、支払現金に不

足があるときは、この会計の負担において、

一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて

使用することができる。

だし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、特定国有財産整備計画の実施により取得すべき官舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた

一時借入金の償還金、一時借入金の利子、債務取扱並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

（余裕金の預託）

第十一条 この会計において、支払現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（借入金）

第十二条 この会計において、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得に要する

費用を支弁するため必要があり、かつ、当該

特定の国有財産の取得に伴い不用となる国有

財産の処分による収入金をもつて償還するこ

とができる見込みがあるときは、政令で定め

るところにより、当該収入金の収入見込額の範囲内で、この会計の負担において、借入金

をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額について

は、予算をもつて、国会の議決を経なければ

ならない。

（借入限度の繰越し）

第十二条 この会計において、借入金の借入れ

について国会の議決を経た金額のうち、当該

年度において借入れをしなかつた金額がある

ときは、当該金額を限度として、かつ、歳出

予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲

内で、翌年度において、前条第一項の規定に

よる借入金をすることができる。

第十三条を削り、第十四条を第十七条とし、

同条の前に次の四条を加える。

（時借款金等）

第十四条 この会計において、支払現金に不

足があるときは、この会計の負担において、

一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて

使用することができる。

第十五条を削り、第十六条を第十七条とし、

同条の前に次の四条を加える。

（時借款金等）

第十六条 この会計において、支払現金に不

足があるときは、この会計の負担において、

一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて

使用することができる。

め、「作成し」の下に「大蔵大臣に送付し」を加え、同条を第八条とする。

第十二条第二項第二号を次のように改める。

二 債務に関する計算書

第十二条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（余裕金の預託）

第十一条 この会計において、支払現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（借入金）

第十二条 この会計において、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得に要する

費用を支弁するため必要があり、かつ、当該

特定の国有財産の取得に伴い不用となる国有

財産の処分による収入金をもつて償還するこ

とができる見込みがあるときは、政令で定め

るところにより、当該収入金の収入見込額の範囲内で、この会計の負担において、借入金

をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額について

は、予算をもつて、国会の議決を経なければ

ならない。

（借入限度の繰越し）

第十二条 この会計において、借入金の借入れ

について国会の議決を経た金額のうち、当該

年度において借入れをしなかつた金額がある

ときは、当該金額を限度として、かつ、歳出

予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲

内で、翌年度において、前条第一項の規定に

よる借入金をすることができる。

第十三条を削り、第十四条を第十七条とし、

同条の前に次の四条を加える。

（時借款金等）

第十四条 この会計において、支払現金に不

足があるときは、この会計の負担において、

一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて

使用することができる。

第十五条を削り、第十六条を第十七条とし、

同条の前に次の四条を加える。

（時借款金等）

第十六条 この会計において、支払現金に不

足があるときは、この会計の負担において、

一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをした日から一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十一条第一項の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十三条第一項の規定によると一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十六条 特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産で一般会計に所属するものは、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所属替をするものとする。

2 この会計において、特定国有財産整備計画の実施により取得した国有財産のうち「官舎」といふ所管するものは、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。たゞ、この会計に所管するものは、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをした日から一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

3 次の各号に掲げる場合には、「この会計」と一般会計との間ににおいて無償として整理するものとする。

一 前二項の規定により所管換又は所属替をする場合

二 第一項の規定によりこの会計に所管換又は所属替をした国有財産をその処分が行なわれるまで引き続き一般会計において使用させる場合

三 特定国有財産整備計画を実施するため必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産をこの会計において使用させるとき。

四 特定国有財産整備計画の変更その他当該計画の実施に関し政令で定める事情が生じた場合において、この会計又は一般会計に所属する国有財産につき、政令で定めるところにより、それぞれ一般会計又はこの会計に所管換若しくは所属替をし、又は使用をさせるとき。

一般会計とこの会計との間において所管換をする場合には、国債整理基金特別会計への繰入れ

2 前項の規定による一時借入金の借入れ及び償還の事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

3 第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをした日から一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

4 一般会計とこの会計との間において所管換をする場合には、国債整理基金特別会計への繰入れ

2 前項の規定による一時借入金の借入れ及び償還の事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

3 第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをした日から一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

4 一般会計とこの会計との間において所管換をする場合には、国債整理基金特別会計への繰入れ

2 前項の規定による一時借入金の借入れ及び償還の事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

その他の施設(以下「附帯施設」という。)を「その附帯施設」に改め、同条第四項を削る。

第五条及び第六条を次のよう改める。

(特定国有財産整備計画)

第五条 大蔵大臣は、官舎等その他の施設の用に供する国有財産(特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所属するもの、公用財産その他政令で定める国有財産を除く。)について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見をきいて、当該取得及び処分の基本的事項に關する計画(以下「特定国有財産整備計画」という。)を定めるものとする。

一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を得し、これに伴つて不動となる庁舎等の処分(國の内部において有償で行なう所管換及び所属替を含む。以下同じ。)をするための当該国有財産の取得及び処分のを含む。)に係るもの及び官公署施設の建設等に關する法律第九条の二の規定により建設大臣が行なうもの以外のものは、政令で定めるところにより、大蔵大臣が行なう。

二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でないと認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適當であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地(以下この号において「建物等」という。)を取得するための当該国有財産の取得及び処分(当該取得得に係る建物等とあわせて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴つて不用となる建物等の処分を含む。)

3 昭和四十三年度内に使用されなかつた国有財産特殊整理資金特別会計の昭和四十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

4 昭和四十四年度の特定国有財産整備特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 国有財産特殊整理資金特別会計の昭和四十三年度の収入及び支出並びに同年度の国有財産特殊整理資金の残額は、同年度の国有財産特殊整理資金特別会計の歳入歳出の決算上の剩余额として、昭和四十四年度の特定国有財産整備特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

3 昭和四十三年度内に使用されなかつた国有財産特殊整理資金の残額は、同年度の国有財産特殊整理資金特別会計の歳入歳出の決算上の剩余额として、昭和四十四年度の特定国有財産整備特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

4 昭和四十三年度における一般会計の歳出予算のうち、次に掲げる経費で財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による歳出を必要とするものは、政令で定めるところにより、特定国有財産整備特別会計に繰り越して使用することができる。

1 第二条の規定による改正前の國の庁舎等の使用調整等に關する特別措置法第五条の規定による特定庁舎等特殊整備計画により取得する



昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案

同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第一項本文及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十条とし、同條の次に次の二条を

(地方単独交通安全  
国の財政上の措置)

**第十一條** 国は第九条第二項の規定により都道府県公安委員会又は指定区間外の一般国道の道路管理者、都道府県道の道路管理者若しくは市町村道の道路管理者が実施する地方単独交通安全施設等整備事業に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

第六条を削り、第五条の見出し中「交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条第一項中「交通安全施設等整備

事業三箇年計画」に、「交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条第三項中「交通安全施設等整備事業三箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業三箇年計画」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(交通安全施設等整備事業の実施)

第九条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、特定交通安全施設等整備事業を実施しなければならぬ。

都道府県公安委員会は都道府県総合交通安全施設等整備事業三箇年計画及び指定区間内交通安全施設等整備事業三箇年計画に従い、  
指定区間外の一般国道の道路管理者、都道府県道の道路管理者及び市町村道の道路管理者は都道府県総合交通安全施設等整備事業三箇年計画に従い、特定交通安全施設等整備事業以外の交通安全施設等整備事業(以下「地方単

しなければならない。

「特定交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条第一項中「昭和四十一年度」を「昭

「四十四年度」に、「交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条

第六条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(特定交通安全施設等整備事業三箇年計画)

**第七条** 国家公安委員会及び建設大臣は、協議により、第四条又は第五条の規定により提出

された都道府県総合交通安全施設等整備事業  
三箇年計画及び指定区間に交通安全施設等整

備事業三箇年計画に係る交通安全施設等整備事業のうち、前条第一項の規定により指定さ

れた道路について、昭和四十四年度以降の三箇年間において実施すべき交通安全施設等整

備事業でこれに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するもの(以下「特定交

交通安全施設等整備事業」という。)に関する計画(以下「特定交通安全施設等整備事業三箇年

い。計画」といふ。(の案を作成しなければならな

内閣総理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された特定交通安全施設等整備事

業三箇年計画の案について、闘議の決定を求  
めなければならない。

特定交通安全施設等整備事業三箇年計画には、次に掲げる事項を定めなければならぬ

# 一 三箇年間に行なうべき特定交通安全施設

## 二 等整備事業の実施の目標 三 年間に行なうべき特定交通安全施設

等整備事業の量

規定による閣議の決定があつたときは、遲滞なく、第四条又は第五条の規定により提出さ

れた都道府県総合交通安全施設等整備事業二

箇年計画及び指定区間内交通安全施設等整備事業三箇年計画を取りまとめた資料を添えて、特定交通安全施設等整備事業三箇年計画を公表しなければならない。

5 前各項の規定は、特定交通安全施設等整備事業三箇年計画の変更について準用する。

第三条 都道府県公安委員会及び市町村道の道路管理者（建設大臣である道路管理者を除く。以下同じ。）は、協議により、国家公安委員会及び建設大臣が定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる市町村道（道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう市町村道を除く。）について、昭和四十四年度以降の三箇年間ににおいて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作成し、昭和四十四年六月三十日までに、都道府県公安委員会並びに同法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道の道路管理者（建設大臣である道路管理者を除く。以下同じ。）及び都道府県道の道路管理者（建設大臣である道路管理者を除く。以下同じ。）に提出しなければならない。

（都道府県総合交通安全施設等整備事業三箇年計画）

定により建設大臣が維持を行なう指定区間外の一般国道及び都道府県道を除く。)について、昭和四十四年度以降の三箇年間ににおいて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作成し、当該計画の案と前条の規定により提出された市町村の交通安全施設等整備事業に関する計画の案とを調整して当該都道府県の交通安全施設等整備事業に関する総合的な計画(以下「都道府県総合交通安全施設等整備事業三箇年計画」といふ。)を作成し、昭和四十四年七月三十一日までに、当該計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

ある建設大臣は、協議により、第二条に規定する基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる指定区間内的一般国道並びに道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道について、昭和十四年度以降の三箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画（以下「指定区内交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。）を作成し、昭和四十四年七月三十日までに、国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

（通路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法の廃止）

第二条 通路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法（昭和四十二年法律第七百七号）は、廃止する。

附則  
（施行期日）





- (一) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目標に積極的に建設を行なう。また、ラジオにおいては、第二放送大電力局の整備を進めるほか、超短波放送局の建設を行なう。
- (二) テレビジョン、ラジオ放送とも番組内容を充実刷新するほか、超短波放送局の建設を行なう。については、順次拡充を図る。また、超短波放送については、本放送の実施に伴いその特性を生かした番組を拡充強化する。
- (三) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について積極的に促進する。
- (四) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、受信者の開発につとめるとともに、受信者の理解と協力をもつて協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。
- (五) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、國際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。
- (六) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。
- (七) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化を積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。
- (八) 建設計画
- 建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に六八億四、六〇〇万円、放送設備の充実、改善および演奏所の整備に六六億七、五〇〇万円、研究設備の整備等に一八億七、九〇〇万円、総額一五四億円をもつて施行する。
- (九) テレビジョン放送網計画
- テレビジョン放送の難視聴地域の早期解消を図るため、総合、教育両テレビジョン局とも、丹波等一八〇局の建設を完成し、一四〇局の建設に着手するほか、共同受信施設を設置する。
- また、東京、大阪におけるUHFテレビジョン局の建設に着手するほか、放送所の自動化、非常用電源装置の整備等を行なう。
- これらに要する経費は、五五億九〇〇万円である。
- (十) ラジオ放送網計画
- 超短波放送については、新たに県域放送を実施する放送局を含め前橋等四〇局の建設を完成し、五〇局の建設に着手するほか、松江等の増力を行なう。また、秋田第一放送大電力局の建設に着手するほか、放送所の自動化等を行なう。
- これらに要する経費は、一三億三、七〇〇万円である。
- (十一) 演奏所整備計画
- 前年度に引き続き、札幌放送会館の整備を取り進めるほか、前橋等四局の地方局演奏所の整備に着手する。
- これらに要する経費は、二億八、七〇〇万円である。

#### 四 放送設備整備計画

放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行なうこととし、カラー放送設備、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行なう。

#### 四 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行なうほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舎の整備等を行なう。

これらに要する経費は、一八億七、九〇〇万円である。

#### 三 事業運営計画

##### 一 職員および給与

職員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめることとし、前年度一五、七六〇人に対し、設備の増加、業務の拡充等により五〇人増員し、総員を一五、八一〇人とする。

これに要する給与は、総額二三〇億三、四三五万四千円である。

##### 二 国内放送

ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、一日一八時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新にとめ、教育放送は、一日一八時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心とし番組内容の充実強化を行なう。

また、カラー放送においては、一日一九時間、第二放送は一日一八時間三〇分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の充実を図る。

一日一時間三〇分とする。

ローカル放送においては、一日一時間三〇分の放送時間により、県域を基本とするニュース・インフォメーション番組等ローカル放送を拡充するとともに、ステレオ放送の拡充等その特性を生かした番組の充実を図る。

このほか、放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について放送視聴グループの総合的な育成等により積極的に促進する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、一五三億四、七三七万二千円である。すなわち、番組制作に一三一億七、六二七万七千円、番組の編成企画その他に二一億七、一〇九万五千円である。

イ 放送施設の運用維持については、保守運用の効率化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度四七億九、九九八万三千円に対し、三億五、一七万二千円の増額となり、総額五一億五、一一五万五千円である。

## ア 有料契約者見込数

(ウ) 通信施設関係については、前年度四億一、三五四万八千円に対し、二、九四九万四千円の増額となり、総額四億四、三〇四万二千円である。

(エ) 以上により、国内放送費総額は、前年度二四一億一、三九二万二千円に対し、八億二、七六四万七千円の増額となり、総額二四九億四、一五六万九千円である。

(オ) 国際放送

国際放送については、一日三六時間三〇分の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成するとともに、国際放送の周知の強化等により放送効果の増大を図り、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度七億一、二三三万九千円に対し、一、二二六万一千円の増額となり、総額七億一、四六〇万円である。

## 四 業務関係

業務関係については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、協会事業の周知の強化およびUHFテレビジョンの普及の促進、電波障害対策、共同受信施設の維持対策等受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持開発につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度六五億一、六〇五万五千円に対し、三億二、二九九万三千円の増額となり、総額六八億四、九〇四万八千円である。すなわち、広報および受信改善関係に一〇億一、二五一万五千円、契約取扱関係に五八億三、六五三万三千円である。

## 五 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、設備の増加等により、前年度九四億六、七三八万三千円に対し、五億五、二二〇万六千円の増額となり、総額一〇〇億一、九五八万九千円である。すなわち、一般管理に二〇億一、八五六万五千円、施設の維持管理に二三億九、七八六万六千円、職員の厚生保健に二九億六、六〇七万七千円、退職手当その他に二六億三、七〇八万一千円である。

## 六 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民世論調査、番組聴視状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送衛星の開発に関する研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

このため、前年度一五億六、六五〇万八千円に対し、一、〇〇二一万五千円の増額となり、総額一五億七、六五三万三千円である。

## 七 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費一二七億六、〇〇〇万円、放送債券発行償還経費、支払利息、未収受信料欠損償却等の因連経費二四億九、〇四三万五千円、資本収支へ繰入れ九億五、四二〇万円および予備費四億円を計上する。

## 八 普通契約

区	分	昭和四十四年度		昭和四十三年度		増 減
		年度初頭 契約者数	年内新規 契約者数	年度内廃止 契約者数	年内增加 契約者数	
イ 受信料免除者見込数	ア カラー契約	一六〇,000	一五〇,000	一〇,000	一六〇,000	△
イ 受信料免除者見込数	イ 受信料免除者見込数	一六〇,000	一五〇,000	一〇,000	一六〇,000	△
参考	イ 受信料免除者見込数	一六〇,000	一五〇,000	一〇,000	一六〇,000	△

区	分	昭和四十四年度		昭和四十三年度		増 減
		年度初頭 契約者数	年内新規 契約者数	年度内廃止 契約者数	年内增加 契約者数	
イ 受信料免除者見込数	普通契約者数	一六〇,000	一五〇,000	一〇,000	一六〇,000	△
参考	カラーキャリヤー契約者数	一六〇,000	一五〇,000	一〇,000	一六〇,000	△
参考	契約者総数	一六〇,000	一五〇,000	一〇,000	一六〇,000	△





二 しょうが(塩水、亞硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。)	一五%
三 その他のもの	一〇%
(一) 小売容器入りのもの	一〇%
(二) その他のもの	一〇%
A 粉碎し又は混合してないもの	一〇%
(a) しょうが	一〇%
(b) その他のもの	一〇%
B 粉碎し又は混合したもの	一〇%
(a) しょうが	一〇%
(b) その他のもの	一〇%
改める。	
別表第二部第一三類の備考を次のように改める。	
備考 第一三・〇三号の細分において「アルコール分」とは、温度一五度において原容量一〇〇分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。	
別表第一六・〇二号中「二 その他のもの	
「二 動物の腸、ぼうじょう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	
三 その他のもの	
改める。	
別表第一九・一三号中「二 ガーネット	
「(一) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの	
(二) その他のもの	
一五% 無税	
一キログラム につき五円 無税	
一五% 無税	
を に を に を	
改める。	
別表第二九・四二号中「(一) カフェイン	
「(一) カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九四%以下のもの	
B その他のもの	
(一) その他もの	
(二) テオブロミン	
(三) その他もの	
一五% 無税	
一五% 無税	
を に を に を	
改める。	
別表第三〇・〇三号中「(一) 小売用の形状又は包装にしたもの	
(一) 小売用の形状又は包装にしたもの	
A 加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤	
B その他のもの	
一五% 無税	
一五% 無税	
を に を に を	
改める。	
別表第六部第三三類の備考2を次のように改める。	
2 第三三・〇四号の細分において「アルコール分」とは、温度一五度において原容量一〇〇分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。	
別表第七〇・一九号を次のように改める。	
七〇・一九 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。)、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒(パロティニ)	
一五% 無税	
一五% 無税	
を に を に を	
別表第一九・三五号中「一〇 その他のもの	
昭和十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 国税定率法等の一部を改正する法律案	

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案

ガラス製のキューープ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。）  
二 その他のもの

---

別表第一四部第七一類の注の次に次の備考を加える。

一一〇%

この類において「棒」及び「形材」又は「板」及び「帯」とは、第七四類の注2(b)又は(c)に規定する棒及び形材又は板及び帶をいう。

(1) ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもの

四〇% ホイールベースが二七〇センチメートルをこぶ。二〇四・八セン  
トルをこえるもの

チメートル以下のもの  
ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの  
一七・五%  
一七・五%

別表第八九・〇一号を次のように改める。

別表第八九・〇四号を次のように改める。

二 その他のもの

八九・〇四　解体用船舶  
別表の附表を次のように改める。

番号	品名	税率	第二欄の物品の 税率表の番号
一	砂糖	五に つ き 六 七 円	一キロ グラム
一 は の (一)	第一 七 ・ 〇 一 号 、 第 二 号 の 四 又 ・ 〇 五 号 の	第一 七 ・ 〇 一 号 、 第 二 号 の 四 又 ・ 〇 五 号 の	

第一二一・〇九号の一		第二二一・〇九号の一	
(1) ウイスキー (バーボンウイスキーを除く)		B 一リットルの課税価格が七〇〇円をこえ、一、三〇〇円以下のもの	一リットルに一五〇円
A 一リットルの課税価格が一、三〇〇円をこえるもの		C その他のもの	一リットルに一九〇円
(2) バーボンウイスキー		A 一リットルの課税価格が七五〇円をこえるもの	一リットルに一七〇円
(3) ブランデー(コニャックを含む) 一リットルの課税価格が一〇、〇〇〇円をこえるもの		B その他のもの	一リットルに一〇円
A 一リットルの課税価格が七、〇〇〇円をこえ、一〇、〇〇〇円以下のもの		C 一リットルの課税価格が五、〇〇〇円をこえ、七、〇〇〇円以下のもの	一リットルに一八〇円
B 一リットルの課税価格が五、〇〇〇円をこえ、五、〇〇〇円以下のもの		D 一リットルの課税価格が一、五〇〇円をこえ、一、八〇〇円以下のもの	一リットルに一三〇円
C 一リットルの課税価格が一、五〇〇円をこえ、一、八〇〇円以下のもの		E 一リットルの課税価格が一、五〇〇円をこえ、一、八〇〇円以下のもの	一リットルに一〇〇円
F 一リットルの課税価格が七〇〇円をこえ、一、三〇〇円以下のもの		G その他のもの	一リットルに一六〇円

**(関税法の一部改正)** 注 第一欄に掲げる物品は、第四欄の與稅率表の番号に該當する物品に限るものとする。

**第一条** 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のようすに改正する。

第三条第一項第十一号中「別表第一に掲げる港」を「貨物の輸出及び輸入並びに外國貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港」に改め、同号ただし書を削り、同項第十二号中「別表第二に掲げる空港」を「貨物の輸出及び輸入並びに外國貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港」に改める。

第四条第三号の二中(販売の目的をもたない展示品(保稅展示場において外國貨物に加工し又はこれを原料として製造して得た製品を除く。)、第三十四条を「のうち、保稅展示場における販売又は消費を目的とするもの、保稅展示場において外國貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品(政令で定めるものを除く。)その他これらに類する貨物で政令で定めるもの(第三十四条)に改め、同条第四号中「保稅上屋」を「外賣埠頭公團の所有に係る指定保稅地城、保稅上屋」に改

<p>六 その他のもの</p>	<p>(4) ものを除く。) 及び貴金属をめつさした身辺用模造細貨類で、一個又は一組の課税價格が物品稅の課稅最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの</p> <p>(5) 写真機及び撮影機（使用フィルムの幅が一六ミリメートル以上で長さが三〇メートルをこえるフィルムを使用するものを除く。）</p> <p>(6) 一個の課稅價格が六、〇〇〇円をこえる腕時計、懷中時計その他の携帯時計（ストップウォッチ及び前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(7) さんざん、そらげ又はべつこうの製品で、一個又は一組の課稅價格が物品稅の課稅最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの</p> <p>メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。）で、一個の課稅價格が物品稅の課稅最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの</p>	<p>第一〇九一・〇一號の二</p> <p>第九五〇・〇七號の一 の三又は第九五〇・〇八號の一の二</p> <p>第九五〇・〇三號の一 又は第九五〇・〇五號</p> <p>第九八・一〇號</p>
-----------------	--	---

め、同条第六号を次のように改める。

六 第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知がされた郵便物(次号に掲げるものを除く。)当該通知がされた時

郵便物を加える。  
第七条の二第一項中「更正があるまでは」を「更正(以下この項及び次条において「更正」という。)があるまでは」に改め、「第七条の四第一項若しくは第三項の規定による」を削る。

第七条の三第一項中「納付すべき税額」の下に「(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)」を加え、「許可があるまでは」を「許可があるまで又は当該許可の日から一年以内(第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税關長の承認を受けた者に係る場合にあつては、当該承認の日の翌日から起算して一年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれかおそい日までの間)に限り」に改め、「その申告に係る税額等」の下に「(当該税額等に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額等)」を加え、「次条第一項の規定による」を削り、同条第二項中「次条第一項の規定による」を削り、「その更正」を「更正」に改める。

第十三条第一項中「納稅義務者が納付した関税又は滞納処分費」を「関税(滞納処分費を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項中「還付する場合においては、当該関税又は滞納処分費が納付された日」を「還付し」、又は第七項の規定により還付すべき金額を充當する場合には、次の各

号の区分に応じ、当該各号に掲げる日」に改め、「第七項の規定により」を削り、「還付すべき」を「還付し」、又は充當すべきに改め、同項に次の各号を加え、同条第六項中「又は滞納処分費」を削る。

一 更正若しくは第七条の四第二項(決定の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税、当該関税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。)当該過納金に係る関税の納付があつた日(その日が当該関税の前条第七項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)により納付すべき税額が減少した関税(当該関税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して二月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三 前二号に掲げる過納金以外の関税に係る過誤納金 その過誤納となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

第四十四条第二項中「船舶」の下に「又は航空機」を加える。

第三十一条第一項後段を削る。

第三十二条第一項中「外國貨物」の下に「第四十一条の二(外貿埠頭公團の所有に係る指定保稅地城)」を加える。

第三十六条中「第三号及び第四号」を「第一号」に改める。

第三十七条第一項中「又は日本国有鐵道」を「日本国有鐵道又は外貿埠頭公團」に改める。

第三十八条第一項中「及び日本国有鐵道」を「日本国有鐵道及び外貿埠頭公團」に改め、同条第四項中「管理者」の下に「(外貿埠頭公團法(昭和四十二年法律第二百二十五号)第三十三条(岸壁等の貸付)

け)の規定により岸壁等の貸付けを受けた者を含む。」を加える。

第四十条第一項中「左の各号」を「第一号に掲げる行為であらかじめ税關長に届け出たもの又は第二号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れ  
二 見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為

第四章第二節中第四十一条の次に次の二条を加える。

(保稅上屋についての規定の準用)  
第四十一条の二 第四十五条(保稅上屋の許可を受けた者の関税の納付義務)の規定は、外貿埠頭公團の所有に係る指定保稅地域にある外國貨物について準用する。この場合において、同条第一項中「当該保稅上屋の許可を受けた者」とあるのは「外貿埠頭公團法第三十三條(岸壁等の貸付け)の規定により岸壁等の貸付けを受けた者」と読み替えるものとする。

第六十二条の二第三項中「その蔵置、展示、使用その他の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 積卸、運搬又は藏置  
二 内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れ  
三 展示又は使用

四 前三号に掲げる行為に類する行為  
第五十六条の三第四項中「保稅展示場に蔵置」を「保稅展示場において積卸、運搬若しくは藏置をし、又は内容の点検若しくは改裝、仕分けその他の手入れであらかじめ税關長に届け出たもの」に改める。

第八十四条第五項中「著しく腐敗し、若しくは変質した」を「腐敗、変質その他やむを得ない理由により著しく価値が減少した」に改める。

第八十九条第二項中「一月」を「二月」に改める。

第九十六条の見出し中「税關空港」の下に「の港域」を加え、同条第二項から第四項までを削る。

第一百一条第一項中「輸出」の下に「(第七十五条(外國貨物の積みもどし)に規定する積みもどし)を含む。」を加え、同条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

4 前項の期間は、一月一日を起算日として計算する。

第一百五条第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の一 輸出された貨物で税關定率法第十一條(加工等のため輸出された貨物の減税)に規定するものについて、その輸出者、その輸出に係る通商業務を取り扱つた通商業者、当該輸出の委託者その他の関係者に質問し、又は当該貨物についての帳簿書類を検査すること

第一百五十五条中「蔵置にあつては、第六十二条の三第三項の税關長の定めた期間を経過して蔵置した場合に限る。」を「第六十二条の三第四項の規定によりすることができる」ととされている行為を除くに改める。

別表第一及び別表第二を削る。

## (関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のよう改正する。

第二条から第六条までの規定中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中又は第十二条の二第一項を削り、同条第四項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第五条の二第一項及び第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十四年四月一日」に、「昭和四十三年度」を「昭和四十四年度」に改める。

第七条の三及び第七条の四第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和四十三年度」を「昭和四十四年度」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「イタコン酸の製造」を削り、同項第四号中「揮発成分」を「揮発分」に改め、同条第三項第一号中又は第十二条の二第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第七条の七 加工又は組立てのため、昭和四十五年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次の表の上欄に掲げる関税定率法別表の番号に該当する同表の下欄に掲げる製品(政令で定める貨物を原料又は材料としないものを除く)で、その輸出の許可の日から一年(一年をこえることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、一年をこえ税關長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の関税の額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

関税定率法別表の番号	製 品
第八四・一五号の一	電気冷蔵庫
第八四・五五号	コアメモリプレーン
第八四・六二号の一	ペアリング(外径が九ミリメートルに満たないものに限る)用の外輪及び内輪
第八五・二一号の一	受信用真空管(ST管を除く)
第八五・二二号の一	ゲルマニウムトランジスター、シリコントランジスター、ゲルマニウムダイオード及びシリコンダイオード

## 第八五・一一号の三

表示放電管、受信用真空管(ST管を除く)用又は表示放電管用の電極(組み立てたものに限る)及びテレビジョン受像機の陰極線管用の電子銃

## 第九一・〇九号の一

腕時計の側及びその部分品(厚さが一ミリメートル以下の金属板(金属帶を含む)製のものに限る)

## 第八条第一項を次のように改める。

別表に掲げる物品で次の各号に掲げる期間内に輸入されるものに課する関税の率は、当該各号に掲げる同表の欄に定めるところによる。

一 昭和四十四年四月一日から同年十二月三十一日まで 別表の税率の欄の上欄

二 昭和四十五年一月一日から同年三月三十一日まで(原油及び関税定率法別表第二七・一〇号の一の四に掲げる重油及び粗油にあつては、昭和四十六年三月三十一日まで)別表の税率の欄の下欄

第十条中「場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき」を「承認を受けたとき」とは当該承認を受けないで同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当するととなつた者から」に改め、「当該承認を受けた者から」を削り、「この場合において、」の下に「当該承認を受けた物品につき」を加え

る。

第十二条第一項中「第五号(税關職員の権限)」を「第四号の二(加工等のため輸出された貨物に係る税關職員の権限)」の規定は、輸出された貨物で第七条の七に規定するものについて、同法第五条第一項第五号(製造用原料品等に係る税關職員の権限)」に改め、「場合について」の下に「それぞれ」を加える。

## 第十二条の二第二項を削る。

## 第十三条を次のように改める。

第十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項において準用する関税法第五条第一項第四号の二(加工等のため輸出され  
た貨物に係る税關職員の権限)の規定による税關職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同号若しくは第十二条第一項において準用する同法第五条第一項第五号(製造用原料品等に係る税關職員の権限)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した  
者
- 二 第十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による税關職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒  
み、妨げ、若しくは忌避した者

別表

別表の番号	品名	税率	
		昭和四四年二月三一年以前	昭和四五五年一月一日以後
○二・〇一	家きん(鶏、あひる、がちよどり、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていらないものに限る。)及びその食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。)のうち七面鳥(羽毛、内臓、頭又は脚がついているかどうかを問わないものとし、断片にしたものと除く。)	一八%	一八%
○二・〇四	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷冻のものに限る。)	一七%	一七%
○二・〇六	肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)	八%	八%
○二・〇七	二 その他のもの B その他のも	一〇%	一〇%
○二・〇九	魚(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。)	七%	七%
○二・一〇	一 魚卵のうち にしん(クルペア属の魚)又はたら(ガドウス属、テラグラ属及びマルルシウス属の魚)のもの以外のもの 甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていらないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷冻、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類 一 えび 二 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷冻	一〇・五%	一一・二%

○四・〇一	(1) 生きているもの (2) 生鮮、冷蔵又は冷冻のもの	八%	五%
○四・〇二	ミルク及びクリーム(貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥又は甘味を付けたものに限る。) 二 粉乳(塊状にし又は成型したものとすむ。) 二 脱脂したもの (1) 砂糖を加えたもの (2) その他のもの	一一五%	一二二%
○四・〇三	(1) その他ものうち 砂糖を加えないもの	一一五%	一一五%
○四・〇四	三 その他もの	一一五%	一一五%
○四・〇五	バター 一 プロセスチーズ チーズ及びカード	一一〇%	一一〇%
○四・〇六	アンバークリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁(乾燥したものであるかどうかを問わない。)並びに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のものは冷蔵、冷冻その他の方法により一時的に保存したもの	一一五%	一一〇%
○四・〇七	三 その他もの	一一五%	一一〇%
○五・一四	動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)及び第一類又は第三類の動物の生きていらないもので食用に適しないもの	一一五%	一一〇%
○五・一五	七 その他のもの	一一五%	一一〇%
○七・〇三	野菜(塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時に貯蔵したものに限るものとし、そのまま食用に供するために特に調製したものを除く。)のうちなす(一個当たりの重量が二〇グラム以下のものに限る。)わらび及びらつきよう 乾燥した豆(さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。) 一 あずき 二 そら豆及びえんどう 四 その他のもの	八%	八%
○七・〇五	なつめやしの実、バナナ、ココヤしの実、ブランジ	一〇%	一〇%
○八・〇一	一〇%	一〇%	一〇・五%
○八・〇二	一〇%	一〇%	一〇・五%
○八・〇三	一〇%	一〇%	一〇・五%
○八・〇四	一〇%	一〇%	一〇・五%

ルナット、カシュー・ナット、バイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）

一 バナナ

- (1) 生鮮のもの  
(2) 干しバナナ

三 なつめやしの実のうち

乾燥のもの

- (1) 課税価格が一千キログラムにつき二五円をこえるもの

四 その他のもののうち

- カシュー・ナット以外のもの

ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第一〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）

四 その他のもののうち

- (1) 甘扁桃仁  
(2) ヘーゼルナット

核果（生鮮のものに限る。）

一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

一 ベナナ

乾燥果実（第一〇八・〇一号、第一〇八・〇二号、第一〇八・〇三号、第一〇八・〇四号又は第一〇八・〇五号に該当するものを除く。）のうち

- (1) プルーン  
(2) その他のもののうち干しがき以外のもの

メロンの皮及びかんきつ類の果皮（生鮮、冷凍又は乾燥のもの及び塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。）

コーヒー（いつてあるか、又はガフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物

六〇%	一六%	一六%	一六%	五%	六〇%
一四%	五%	一四%	五%	六〇%	一四%

○九・一〇	○九・〇九	○九・一〇	○九・一〇	一〇・〇一	一〇・〇一
辛料	二	二	二	二	二

二五%	一五%	一一%	八%	一%	一一%
二	二	二	二	二	二
三 その他のもの	二 その他のもの				
(1) 粉碎し又は混合したもの	(1) コーヒー豆（いつてないものに限る。）				

九%	七%	七%	九%	一〇%	一〇%
八%	八%	八%	八%	八%	八%
一一%	一一%	一一%	一一%	一一%	一一%
四% 三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 關稅定率法等の一部を改正する法律案

一〇・〇六  
一一・〇三  
一二・〇一  
豆(第〇七・〇五号に該当するものに限る。)の粉  
採油用に適する種及び果実(割つてあるかどうか  
を問わない。)

米  
一大豆

一二・〇七  
二 落花生

七 サフラワーの種  
主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他

これらに類する用途に供する植物及びその部分  
(種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切  
り、砕き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮  
又は乾燥のものに限る。)

一二 その他のもののうち  
キューべ根以外のもの

一二・〇八  
ローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、碎い  
てあるか、又はひいてあるかどうかを問わないも  
のとし、さらに調製したものとし、主として  
食用に供する果実の核その他の植物性生産品で  
他の号に該当しないもの

三 その他のもの

一三・〇一  
セラック、シードラック、スチックラックその他  
のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及  
びバルサム

三 セラックその他の精製ラック

一四・〇一  
穀物のわらで清淨にし、漂白し又は染色したも  
の、オージア、あし、いぐさ、とう、竹、ラフィ  
ア、ライム樹皮その他主として植物に用いる植物  
性材料

四 その他のもののうち  
葛芋

一三・三% 無税

一キログラ  
ムにつき三  
円八四錢  
一〇% 四%

一三・五% 無税

一キログラ  
ムにつき三  
円三六錢  
一〇% 三・五%

一四・〇五  
植物性生産品(他の号に該当するものを除く。)  
四 その他のもののうち  
除虫菊かす

一五・〇一  
ラードその他の豚脂及び家さん脂で溶出によつて  
得たもの  
一 豚脂  
(+) ラード

一三・三% 無税

一キログラ  
ムにつき一  
円八〇錢  
三・五% 四%

一四・〇六  
ノリ

二 その他  
A 酸価が二をこえるもの  
B その他もの

一五・〇五  
ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラ  
ノリンを含む。)  
一 ウールグリース  
一 大豆油

一キログラ  
ムにつき一  
円八〇錢  
三・五% 四%

一キログラ  
ムにつき一  
円二〇錢  
二% 三・五%

一キログラ<br



		容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	二五%
	(i) マラスキーノチエリー		二八%
	(ii) その他のもの		二七%
	(3) さくらんぼ (2)に掲げるものを除く)		三一%
	及びアプリコット	五五%	
二	その他のもの	二九%	二五%
(一) パインアップル		五五%	二七%
(二) その他のもののうち		二九%	二五%
(1) 桃及びなし (かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る)、さくらんぼ (かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く)、アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ並びにフルーツカクテル	一三三%	一一一%	
(2) ナット (いつた落花生を除く)	二〇%	一一〇%	一〇〇%
二一・〇四	ソースその他の混合調味料	一一〇%	一一〇%
一	ソース	一一〇%	一一〇%
(一) その他のもののうち		一一〇%	一一〇%
フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの	一一〇%	一一〇%	一一〇%
二二・〇七	その他の発酵酒 (たとえば、りんご酒、なし酒及びミード)	一一〇%	一一〇%
二二・〇九	エチルアルコール (変性していないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る) 及び蒸留酒、リキニールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品 (いわゆる濃縮エキス) でアルコールを含有するもの	一一〇%	一一〇%
一	エチルアルコール及び蒸留酒	一一〇%	一一〇%
四	その他もののうち	一一〇%	一一〇%
二二・〇九	エチルアルコール及びラム以外のもの	一一〇%	一一〇%
二一	リキニールその他のアルコール飲料 (蒸留酒を除く)	一一〇%	一一〇%
三	その他のもの	一一〇%	一一〇%
		一一〇%	一一〇%
一一一・一〇	食酢及びその代用物	一一〇%	一一〇%
一一一・〇七	甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品	一一〇%	一一〇%
二	その他のもののうち	一一〇%	一一〇%
課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえるもの (小売容器入りのもの (気密容器入りのものを除く)) に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの及び粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%以上のものを除く。)	一一〇%	一一〇%	
一一五・〇四	天然黒鉛	一一〇%	一一〇%
二	その他のもののうち	一一〇%	一一〇%
全重量の五〇%以上のものが政令で定める規格による二九七ミクロンのふるいを通してするもの	一一〇%	一一〇%	
(1) 課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの	一一〇%	一一〇%	
(2) 課税価格が一キログラムにつき四五円を下り、四九円五〇銭以下のもの	一一〇%	一一〇%	
一一五・〇五	天然の砂 (着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一号に該当する砂状の金属鉱を除く)	一一〇%	一一〇%
一	けい砂のうち	一一〇%	一一〇%
政令で定める日 (1)において「指定日」という)から昭和四五年三月三一日までに輸入されるもの	一一〇%	一一〇%	
(1) 指定日から昭和四五年三月三一日までにおける国内需要見込数量が、国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一一〇%	一一〇%	
一一一・一〇	○円につき一一一	一一〇%	一一〇%
一一一・一八	○円につき一八	一一〇%	一一〇%
無税	一キログラムにつき、四九円五〇銭と課税価格との差額	一一〇%	一一〇%
無税	一キログラムにつき、四九円五〇銭と課税価格との差額	一一〇%	一一〇%

二五・一	(2) その他のもの 天然の硫酸バリウム(重晶石)及び炭酸バリウム (毒重石)燒いてあるかどうかを問わないものと し、酸化バリウムを除く。)
二五・一九	(1) 硫酸バリウム(重晶石) (-) 粉末のもの
二六・〇一	A 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量 の九六%以上のもの B その他のもの
二六・〇一	天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)燒いて あるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシ ウムを除く。)
二六・〇一	一 マグネシアクリンカ 二 金属鉱(精鉱を含む)及び焼いた硫化鉄鉱 四 マンガン鉱
二七・〇九	(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘査して 政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの (i) マンガンの含有量が乾燥状態において 全重量の三九%をこえるもの (ii) その他のもの
二七・一〇	石油及び歴青油(原油に限る。)
二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く。)並びに石油又は歴 青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青 油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、か つ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに 限るものとし、他の号に該当するものを除く。) 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物 品を加えたもので、その物品の重量が全重 量の五%に満たないものを含む。) (-) 捕発油 A 政令で定める分留性状の試験方法によ る減失量加算五%留出温度と減失量加

一一・五%	一〇%	一六%	一〇%
一キロリットルにつき六四〇円	一キロリットルにつき四〇〇円	一キロリットルにつき二五〇円	一キロリットルにつき一四〇円

B 内のもの (b) その他のもの (1) 政令で定める石油化学製品の製造 に使用するもの			
A アンモニアの製造に使用するもの 及びガス事業法第七条第一項に規定するガス事業者がガスの製造に 使用するもの			
(2) アンモニアの製造に使用するもの 及びガス事業法第七条第一項に規定するガス事業者がガスの製造に 使用するもの			
(3) ヘプタン系溶剤(政令で定める分 留性状の試験方法による減失量加 算五%留出温度が九二度以上で、 減失量加算九五%留出温度が一〇 度以下のものに限る。)			
四 重油及び粗油 A 温度一五度における比重が〇・九〇三 七以下のもの (1) 製油の原料として使用されるもの (これらの中を原料とする製油が 関税法第五条第一項(保税工場の 許可)に規定する保税作業により行 なわれた場合の製品で、同法第五九 条の二第二項(原料課税)の税額長 の承認を受けたものを含む。以下この 号において同じ。)			
B 温度一五度における比重が〇・九〇三 七をこえ、〇・九二七三以下のも (1) 製油の原料として使用されるもの			
一一・五%	一四%		
一キロリットルにつき六四〇円	一キロリットルにつき二五〇円	一キロリットルにつき一四〇円	一キロリットルにつき一〇〇円
一キロリットルにつき六四〇円	一キロリットルにつき四〇〇円	一キロリットルにつき二五〇円	一キロリットルにつき一四〇円
一キロリットルにつき六四〇円	一キロリットルにつき四〇〇円	一キロリットルにつき二五〇円	一キロリットルにつき一四〇円
一キロリットルにつき六四〇円	一キロリットルにつき四〇〇円	一キロリットルにつき二五〇円	一キロリットルにつき一四〇円

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案



昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案



昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 關稅定率法等の一部を改正する法律案

## 三三三・〇六

調製香料及び化粧品類

四 齒みがき  
五 その他のもののうち

三六・〇五 花火、鐵道用の霧中信号用品、つめ化粧料、香及び線  
ケットその他これらに類する火工品  
三七・〇四 感光性のプレート及びフィルム（露光したもの  
で、現像してないものに限る。）  
一 映画用フィルム

〔〕 その他のもの

C フィルムの幅が一〇ミリメートルをこ  
え、三〇ミリメートル以下のも（B  
に掲げるものを除く。）

D フィルムの幅が三〇ミリメートルをこ  
えるもののうち

フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

三七・〇六 映画用サウンドトラックフィルム（露光し、か  
つ、現像したものに限る。）  
二 その他のもののうち  
フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

三七・〇七 その他の映画用フィルム（露光し、かつ、現像し  
たものに限るものとし、サウンドトラックを有す  
るかどうかを問わない。）  
二 その他のもの  
〔〕 フィルムの幅が一〇ミリメートルをこ  
え、三〇ミリメートル以下のもの

円につき一四	円につき二四	円につき二四	円につき二〇	一一%	一〇・五%
円につき二一	円につき一七	円につき二一	円につき二一	一一%	二八%

## 三八・〇七

ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレ  
ビン油、その他のテルペニン系溶剤（蒸留の他の  
方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジベン  
テ（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビン並びに  
パイン油（テルピネオールの含有量が少ないパイ  
ン油を除く。）

二 パイン油  
一 ロジン  
三八・一 一 ロジン  
二 パイン油  
三八・〇八 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、芽抑制剤、  
殺風剤その他これらに類する物品（小売用の形状  
又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びにいお  
うを含ませた帶、しん及びろうそく、はえ取り紙  
その他の製品にしたものに限る。）  
一 小売用の形状又は包装にしたもの  
二 アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘  
度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する  
調製した鉱物油添加剤

一 テトラアルキル鉛を主体とするアンチノッ  
ク剤  
三八・一九 化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による  
調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該  
工業において生ずる残留物（他の号に該当するも  
のを除く。）  
一 低重合度の混合アルキレンのうち  
トリプロピレン

一〇 その他のもののうち  
電気用炭素ブラシの素材（黒鉛に金  
属、炭素その他の材料を加え、塊、板、  
棒その他これらに類する形状にしたも  
のに限る。）  
一 ポリエチレン、ポリテトラヘロエチレン、ポリイ  
ソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ボ  
リ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のボ  
リニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ボリス

八%	無税	一六%	四%	三・五%
七%	無税	一四%	無税	無税



四四・一二	木毛及び木粉	一六%
四四・一三	かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフレーズで組み立てないものを含むものとし、さらに加工したものと除く。）	一四%
四四・一四	桐のもの	一四%
四四・一五	合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又是寄せ木した木材のうち	一四%
四四・一六	合板（両表面の板が針葉樹材のものに限るものとし、ワニス塗装、プリント、みぞ付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものと除く。）	一四%
四四・一七	木製の家用具	一四%
四四・一八	しょく合その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、バイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品（木製のものに限る。）	一四%
四四・一九	二 その他のもの	一四%
四五・〇一	一 建築用ボード（木材パルプその他の植物性纖維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）	一四%
四五・〇二	二 その他のもの	一四%
四五・〇三	一 建築用紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（單にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）	一四%
四五・〇四	二 その他のもの	一四%
四五・〇五	一 建築用紙及び板紙（特定の形状に切ったものに限る。）	一四%
四五・〇六	一 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のもに限る。）	一四%
四五・〇七	二 その他のもの	一四%
四五・〇八	一 帳簿、練習帳、雜記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、ブロックングペーパード、書類はさみ、ファイルカバーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー	一四%
四五・〇九	一 アルバム	一四%
四五・一〇	二 その他のもの	一四%
四五・一一	一 製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォーフティングのその他の製品	一四%
四五・一二	二 その他のもののうち	一四%
四五・一二	一 製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	一四%
二四・一	一 かりん、つけ、たがやさん、紅木、したんのもの	一四%
二四・二	二 かりん、つけ、たがやさん、紅木、したんのもの	一四%
二四・三	三 木毛及び木粉	一四%
二四・四	四 かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフレーズで組み立てないものを含むものとし、さらに加工したものと除く。）	一四%
二四・五	五 桐のもの	一四%
二四・六	六 合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又是寄せ木した木材のうち	一四%
二四・七	七 木製の家用具	一四%
二四・八	八 しょく合その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、バイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品（木製のものに限る。）	一四%
二四・九	九 二 その他のもの	一四%
二四・一〇	一 一 建築用ボード（木材パルプその他の植物性纖維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）	一四%
二四・一一	二 二 その他のもの	一四%
二四・一二	三 三 建築用紙及び板紙（特定の形状に切ったものに限る。）	一四%
二四・一三	四 四 建築用紙及び板紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のもに限る。）	一四%
二四・一四	五 五 その他のもの	一四%
二四・一五	六 六 一 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のもに限る。）	一四%
二四・一六	七 七 二 その他のもの	一四%
二四・一七	八 八 一 帳簿、練習帳、雜記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、ブロックングペーパード、書類はさみ、ファイルカバーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー	一四%
二四・一八	九 九 一 アルバム	一四%
二四・一九	一〇 一〇 二 その他のもの	一四%
二四・二〇	一一 一一 一 製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォーフティングのその他の製品	一四%
二四・二一	一二 一二 二 その他のもののうち	一四%
二四・二二	一三 一三 一 製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	一四%



六〇・〇五	外衣類及びその他の編物製品 (メリヤス編み又はラミー製のもの)	一 二四・六%	一一一%	二六・四%	二四・六%
六〇・〇四	下着 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るもののとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	一 一六・四%	一一一%	一一一%	一一一%
六〇・〇三	(1) 編製のもの (2) その他のもの	一 一七・六%	一一一%	一一一%	一一一%
六一・〇四	手袋 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るもののとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したもののとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	一 一六・四%	一一一%	一一一%	一一一%
六一・〇三	(1) 編製のもの (2) その他のもの	一 一七・六%	一一一%	一一一%	一一一%
六一・〇五	女子用又は乳幼児用の下着	一 一六・四%	一一一%	一一一%	一一一%
六一・〇一	男子用の下着 (カラード、シャツフロント及びカフスを含む。)	一 一七・六%	一一一%	一一一%	一一一%
六一・〇一	(1) 編製のドレス、スーツ及びオーバーコート (使用してないものに限る。) (2) その他のもの	一 一六・四%	一一一%	一一一%	一一一%
六一・〇一	男子用の外衣類	一 一六・四%	一一一%	一一一%	一一一%
六一・〇一	二 その他のもの 二 その他のもの	一 一七・六%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇五	漁網 (製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作ったものに限る。並びに網及び網地 (ひも又は綱で作つたものに限る。))	一 一二%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇六	二 亞麻製、ラミー製、大麻製、黃麻製、マニ用織維の織物類及びその製品 (紡織糸、ひも、綱及びケーブル (組んであるかどうかを問わない。))	一 一〇・五%	一一一%	一一一%	一一一%
六〇・〇一	メリヤス編物及びクロセ編物 (ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものとし、ゴム糸を用いたものに限る。)	一 八・八%	一一一%	一一一%	一一一%
六〇・〇一	二 模様編みの組織を有するもののうち	一 二七・八%	一一一%	一一一%	一一一%
六〇・〇一	三 その他のもの	一 二六・七%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇四	メリヤス編み及びクロセ編物 (ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものとし、ゴム糸を用いたものに限る。)	一 八・二%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇四	二 その他のもの	一 一〇・四%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇四	一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの	一 一六・四%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇四	外衣類及びその他の編物製品 (メリヤス編み又はラミー製のもの)	一 二六・四%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇二	ししゅう布 (モチーフを含む。)	一 八%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇一	ウォッディング及びその製品並びに紡織用織維のフロック、ダスト及びミルネット	一 七・七%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇一	二 その他のもの	一 七・七%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇一	一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの	一 三〇・八%	一一一%	一一一%	一一一%
五九・〇一	手製又は機械製のレース (レース地及びモチーフに限る。)のうち	一 三〇・七%	一一一%	一一一%	一一一%

	(1) ししゅうしたもの、レース製のもの及び レースを用いたもの	二一六・四%	二四・六%
	(2) その他のもの	二一三・一%	二一・三%
A 編製のもの	二一六・〇六	二一四・六%	二一四・六%
シヨール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベー ルその他これらに類する物品	二一六・〇八	二一四・六%	二一四・六%
二 その他のもの	二一六・〇九	二一四・六%	二一四・六%
(1) ししゅうしたもの、レース製のもの及び レースを用いたもの	二一六・一〇	二一四・六%	二一四・六%
(2) その他のもの	二一六・一〇	二一四・六%	二一四・六%
レース又は人造繊維製のもの	二一六・一〇	二一四・六%	二一四・六%
(1) 編製又は人造繊維製のもの	二一六・一〇	二一四・六%	二一四・六%
(2) その他のもの	二一六・一〇	二一四・六%	二一四・六%
女子用のカラード、タッカード、ファラル、ボディス フロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨーク その他これらに類する衣類の附属品及びトリミン グ	二一六・一〇	二一四・五%	二一四・五%
レースを用いたもの	二一六・一〇	二一四・五%	二一四・五%
手袋及びくつ下類(メリヤス編み又はクロセ編み のものを除く)	二一六・一〇	二一四・六%	二一四・六%
六一・一二 ドレスシャツ、肩パッドその他のパッド、ベル ト、マフ、スリーブプロテクター、ポケットそ 他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)	二一七・六%	二一六・四%	二一六・四%
一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若 しくはめつけた金属、貴石、半貴石又は 真珠を用いたもの	二一七・六%	二一六・四%	二一六・四%
二 その他のもの	二一七・六%	二一六・四%	二一六・四%
(1) ししゅうしたもの、レース製のもの及び レースを用いたもの	二一七・六%	二一六・四%	二一六・四%
ひざ掛け及び毛布のうち	二一七・六%	二一六・四%	二一六・四%
綿製のもの以外のもの	二一七・六%	二一六・四%	二一六・四%
六一・〇一 ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネ ン及びキッキンリネン並びにカーテンその他の室 内用品	二一七・五%	二一六・四%	二一六・四%
六五・〇五 帽子(ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロ セ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用 繊維の織物類(ストリップのものを除く)で作つ たものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問 わない。)	二一七・五%	二一六・四%	二一六・四%
二 その他のもの	二一七・五%	二一六・四%	二一六・四%
帽子(ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロ セ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用 繊維の織物類(ストリップのものを除く)で作つ たものに限るものとし、裏張りしてあるか、又は	二一七・五%	二一六・四%	二一六・四%

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案



昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 關稅定率法等の一部を改正する法律案

七三・四〇	らの部分品(鉄鋼製のものに限る)。 その他の鉄鋼製品のうち エンドレスコンベアベルト(巻いた未完成のコ ンベアベルトで両端にリベットなどを有するも のを含む。)以外のもの	一六%
七四・〇一	銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わな い。)及びくす 二塊(一に掲げるものを除く。) (1) 製錬用のもの(銅の含有量が全重量の九 九・八%以下のものに限る。) (1) 課税価格が一キログラムにつき三三六 円以下のもの	一四%
(2) 課税価格が一キログラムにつき三三六 円をこえ、三五〇円以下のもの	一一%	
(1) その他のも (1) くすを溶解して铸造したもの(重鉛の 含有量が全重量の三〇%以上のものに 限る。) (1) 課税価格が一キログラムにつき三三三 円以下のもの	一〇・五%	
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三三 円をこえるもの	一一%	
(1) 銅(合金を除く。)のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき三三四〇 円以下のもの	一四%	

七四・〇二	六円以下のもの	一一%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三三 円をこえるもの	一一%	
(1) 銅(合金を除く。)のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき三三四〇 円以下のもの	一四%	

七四・〇三	六円以下のもの	一一%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三三 円をこえるもの	一一%	
(1) 銅(合金を除く。)のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき三三四〇 円以下のもの	一四%	

七四・〇四	六円以下のもの	一一%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三三 円をこえるもの	一一%	
(1) 銅(合金を除く。)のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき三三四〇 円以下のもの	一四%	

七四・〇五	六円以下のもの	一一%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三三 円をこえるもの	一一%	
(1) 銅(合金を除く。)のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき三三四〇 円以下のもの	一四%	

七四・〇六	六円以下のもの	一一%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三三 円をこえるもの	一一%	
(1) 銅(合金を除く。)のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき三三四〇 円以下のもの	一四%	

七四・〇七	六円以下のもの	一一%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三三 円をこえるもの	一一%	
(1) 銅(合金を除く。)のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき三三四〇 円以下のもの	一四%	

七四・〇八	六円以下のもの	一一%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三三 円をこえるもの	一一%	
(1) 銅(合金を除く。)のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき三三四〇 円以下のもの	一四%	

七四・一四	が○・一五ミリメートル以下のものに限る。) 二 その他のもの 銅製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。)	一八%
七四・一八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれら部分品(銅製のものに限る。) 一 貴金属をめつきしたもの 二 その他のもの	一八%
七四・一九	その他の銅製品 一 貴金属をめつきしたもの 二 その他のもの	一七%
七五・〇一	二 塊 (1) ニッケル(合金を除く。)のもの 一 当該年度におけるニッケル(合金を除く。)の塊(関税定率法別表の番号第七五・〇二に掲げるニッケルのマット、スペイクその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く。)及びくず	一六%
七五・〇二	二 塊 (1) ニッケル(合金を除く。)のもの 一 当該年度におけるニッケル(合金を除く。)の塊(関税定率法別表の番号第七五・〇二に掲げるニッケルのマット、スペイクその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く。)及びくず	一六%
七五・〇三	一 入ムにつき一キログラム無税 一 入ムにつき一キログラム無税 一キログラムにつき一〇円無税	一七%
七五・〇一	三 くず (1) ニッケル(合金を除く。)のもの 一 ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの 二 その他のもの (2) ニッケル(合金を除く。)のもの 一 ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの 二 その他のもの (3) ニッケルの棒、形材及び線 一 棒及び形材 (1) ニッケル(合金を除く。)のもの 二 ニッケル(合金を除く。)のもの 三 ニッケル合金のもの	一四%
七五・〇二	三 くず (1) ニッケル(合金を除く。)のもの 一 ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの 二 その他のもの (2) ニッケル(合金を除く。)のもの 一 ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの 二 その他のもの (3) ニッケルの板、帶、はく、粉及びフレーク 一 ニッケル(合金を除く。)のもの 二 ニッケル合金のもの	一四%
七五・〇三	三 くず (1) ニッケル(合金を除く。)のもの 一 ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの 二 その他のもの (2) ニッケル(合金を除く。)のもの 一 ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの 二 その他のもの (3) ニッケルの板、帶、はく、粉及びフレーク 一 ニッケル(合金を除く。)のもの 二 ニッケル合金のもの	一四%
七五・〇一	一 入ムにつき一キログラム無税 一 入ムにつき一キログラム無税 一キログラムにつき一〇円無税	一七%
七五・〇二	一 入ムにつき一キログラム無税 一 入ムにつき一キログラム無税 一キログラムにつき一〇円無税	一七%
七五・〇三	一 入ムにつき一キログラム無税 一 入ムにつき一キログラム無税 一キログラムにつき一〇円無税	一七%

控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量

(以下「ニッケル合金の塊等について政令で定める数量」という。)以内のもの

関税定率法別表の番号第七五・〇一号の三の(1)に掲げるニッケル(合金を除く。)のくず

関税定率法別表の番号第七五・〇一号の三の(2)に掲げるニッケル合金のくず

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(1)のBに該当するニッケル(合金を除く。)の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(1)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(2)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(3)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(4)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(5)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(6)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(7)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(8)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(9)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(10)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(11)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(12)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(13)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(14)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(15)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(16)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(17)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(18)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の(19)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税率法等の一部を改正する法律案

<p>七九・〇一</p> <p>亞鉛の塊及びくず</p> <p>(1) 一塊 亞鉛(合金を除く。)のもの 亞鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの</p> <p>(2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの</p> <p>(3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のもの</p> <p>(4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの</p> <p>すずの塊及びくず</p> <p>(1) 一塊 すず(合金を除く。)のもの すずのはく(浮出し模様を付けたもの、切つたものの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、ほくの重量(補強材の重量を除く。)が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限る)、粉及びフレーク その他のすず製品 モリブデン及びその製品 一塊、粉及びフレーク</p>
---

の半額		の半額		の半額		の半額	
八%	一六%	一一二%	無税	無税	額を一キログラムにつき一円に	一キログラムにつき一円に	一キログラムにつき一円に
七%	一四%	一〇・五%	無税	無税	額を一キログラムにつき一円に	一キログラムにつき一円に	一キログラムにつき一円に
					の控課税○にキログラムにつき一円に	の控課税○にキログラムにつき一円に	の控課税○にキログラムにつき一円に

八三・○二 八二・一四 八二・一三 八二・一二 八二・〇九 八二・〇三 八一・〇四 八一・〇三

タントル及びその製品

三 その他のもののうち  
厚さが○・一五ミリメートル以下のはく以外のもの

その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品

二 塊、粉、フレーク及びくず（一に掲げるものを除く。）

（1） その他のもののうち  
アンチモンの塊、粉及びフレーク

手工具（プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパンナ、レンチ及びやすりに限るものとし、タフ用レンチを除く。）ナイフ（のこ齒状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）

二 その他のもの  
かみそり及びその刃（刃の半製品で帯状のものを含む。）

三 その他のもの  
はさみ（テーラースシャーを含む。）及びその刃  
その他の刃物（たとえば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具（つめやすりを含む。）

二 その他のもの  
(1) 刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。）  
(2) その他のもの

スプレー、フォーク、フィッシュナイフ、バーナナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具

二 その他のもの  
卑金属製の取付具（ドアクローザーを含むものと

一六%	一四・四%	一四・四%	一四・四%	一一%	一〇・五%	七円 一キログラムにつき三	一一〇%
一四%	一一・六%	一一・六%	一一・六%	一一・六%	一〇・五%	七円 一キログラムにつき三	一一〇%

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案

八四・四五 金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）

一 工作機械

(一) 旋盤

八三・一〇六 卑金属製の小像その他の室内装飾品  
一 貴金属をめつきしたものの  
二 その他のもの  
ランプその他の照明器具及びその部分品（卑金属製のものに限るものとし、第八五類（第八五・二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホールダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。）

八三・一〇 卑金属製のビーズ及びスパングル  
一 貴金属をめつきしたものの  
卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡  
一 貴金属をめつきしたものの  
清淨用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用織維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械（リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。）並びにこれに使用するプロック、ブレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの

二 その他のもの

一一一%	一六%	一六%	一一一%	一一一%	一一一%	一一一%
一〇·五%	一八%	一八%	一八%	一四%	一四%	一八%

---

---

(1) な  
ら  
い  
フ  
ラ  
イ  
ス  
盤  
(形彫り盤を含む、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作性をカム式機構により行なうものを除く。)及び数値制御式のもの以外のもの

(2) 多軸自動旋盤

(3) その他のもの

盤及び中ぐり盤

(1) 自動ならい旋盤

(2) 多軸自動旋盤

(3) その他のもの

他のもののうち

多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のものを除く。)及び数値制御式のもの以外のもの

他のもののうち

トグル盤(中ぐり主軸の直径が二〇ミリメートルに満たないものに限りにより行なうもの)

中ぐり盤(立型のものに限る。)のうち

トグルの位置決めを正逆転減衰運転により行なうもの

他のもののうち

トル盤(数値制御式のものを除く。)及び数値制御式のもの以外のもの

—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

八四  
• 五

計算機及び会計機、金錢登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械

## 電子計算機械

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案

(四) 研削盤  
A 内面

(2) その他もの

内面研削盤（研削することができる内  
径が二〇〇ミリメートルに満たないも  
のに限るものとし、センターレス式の  
ものを除く。）のうち

砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなたの内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に研削することができるもの及び砥石軸を一本有するもので、被加工物のあなたの両端部の内面を同時に、かつ、自動的に研削することが出来るもの

C その他のもの

数値制御式のもの、平面研削盤（研削することができる長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。）及びねじ研削盤以外のもの

(1) 平面研削盤（研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）及び内面研削盤（研削することができる内径が二〇ミリメートル以上のものに限

(2) その他のもの

— —  
— —  
— —  
— —  
— —

一五%

—	—
—	四
%	%
—	—
○	三
•	•
五	五
%	%

八四·五三

力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限る。）のうち

磁気インキ式文字読取機　光学式文字  
読取機、磁気円板式記憶機及び磁気  
カード式記憶機並びにこれらに使用す

の補助機械

電気的に接続して作動する入力機、出力機、記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものについては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限るものとし、カードの読み取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子計算せん孔機を除く。）のうち

磁気インキ式文字読取機、光学式文字取機、磁気円板式記憶機及び磁気カーボード式記憶機並びにこれらに使用する制御機械、その他的事務用機器（たとえば、臍写機、あてタテマツル機、印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包裝機、鉛筆削れ機、あなあけ機及びビトジ機）

に接続して作動する人力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらとともに使用する磁気テーブコンバーター及び磁気データプリンターのうち

式記憶機 機械類（原則としてもつぱら他の機械類の部分として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）

一  
五  
%

一  
五  
%

一  
五  
%

五〇

一  
五  
%

—  
五  
%



九一・〇五	る楽器及びハーモニカのうち アコーディオン及びハーモニカ	一六%
九一・〇六	その他の吹奏楽器	一二%
九一・〇八	太鼓、木琴、シンバル、カスタネットその他の打 楽器	一三%
九一・一二	オーケストリオン、バーベリアオルガン、オル ゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類 の他の号に該当するものを除く)並びに機械式鳴 き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホ イッスル、呼子その他の信号用の笛のうち オーケストリオン、ミュージカルソーその他の 楽器(オルゴールその他これに類するものを除 く)以外のもの	一〇・五%
九四・〇一	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類す る記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調 製したレコードブランク、機械式録音用フィルム 及び録音用その他これに類する記録用のテープ、 線、ストリップその他他の物品	一六%
九四・〇二	(一) 蓄音機用レコード (二) その他のもの	一四%
九四・〇三	B 回転数が一分間につき四〇回以下のも ので、直徑が二〇センチメートルをこ えるもの	一六%
九四・〇四	いすその他の腰掛け(寝台に兼用することができる ものであるかどうかを問わないものとし、第九 四・〇二号に該当するものを除く)及びその部分 品	一四%
九五・〇一	角、さんご(凝結したものを含む)その他の動物 性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一四%
九五・〇二	二 その他のもの アイボリーの加工品及び製品	一四%
九五・〇三	一 ぞうげのもの 真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品	一四%
九五・〇四	二 その他のもの 骨の加工品及び製品	一四%
九五・〇五	角、さんご(凝結したものを含む)その他の動物 性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一六%
九五・〇六	二 その他のもの コロゾその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の 加工品及び製品	一六%
九五・〇七	二 その他のもの コロゾその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の 加工品及び製品	一六%
九五・〇八	黒玉(鉱物性の黒玉類似品を含む)、こはく(凝 結したものを含む)又は海泡石(凝結したものを 含む)の加工品及び製品	一六%
九五・〇九	二 その他のもの モデリングペースト又はコーゲル、ロジンその他 の天然のガム若しくは樹脂で作ったものに限る) 並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻 品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工 品(第三五・〇三号に該当するものを除く)及び 製品	一六%
九六・〇一	二 その他のもの その他のぼうき及びブラシ(機械的部分品として 使用するブランを含む)、ペイントローラー、ス クリーナー(ローラースクリーナーを除く)並び にモップ	一六%
九四・〇三	一 かりん、つば、たがやさん、紅木、したん 又はじくたん(しまじくたんを除く)のもの 二 とう製のもの 三 その他のもの	一四%
九四・〇四	寝具及びこれに類する物品(たとえば、マットレ ス、ふとん、羽根ふとん、クッション、プフ及び び筆	一四%

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案

九六・〇三	(一) 機械の部分品として使用するブラン (二) その他のもの	一一% 一六%
九六・〇六	ほうき又はブランの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品	一一% 一六%
九七・〇一	手ふるい(材料を問わない)	一一% 一六%
九七・〇二	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用のらば車その他これらに類する車	一一% 一六%
九七・〇三	人形	一一% 一六%
九七・〇四	娛樂用の模型及びその他のがん具	一一% 一六%
九七・〇五	テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具(ビリヤードテーブル、ピントーブル及び卓球用具を含む)	一一% 一六%
九七・〇六	一 皐球用具並びにその部分品及び附属品 二 ドラムその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	一一% 一六%
九七・〇七	カーニバル用品及び奇術用具その他の娛樂用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスストッキング、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品	一一% 一六%
九七・〇八	運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く)	一一% 一六%
九七・〇九	一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの	一一% 一六%
九八・〇一	ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー)及びプレステッキードを含む)並びにこれらのブランク及び部分品	一一% 一六%
九八・〇二	二 その他のもの	一一% 一六%
九八・〇三	万年筆、ボールペンその他ペン及びペン軸、ペンシルホーラーその他これらに類するホールダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く)	一一% 一六%
A ボールペン	(一) その他のもの	一一% 一六%
九八・〇四	二 その他のもの (一) その他のもの	一一% 一六%
九八・〇五	一 鉛筆 二 鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、ペースタル、图画用木炭、筆記用又は图画用のチョーク並びにテーラースチョーク及びビリヤードチョーク	一一% 一六%
九八・〇六	三 その他のもの	一一% 一六%
九八・〇七	一 鉛筆 二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く)	一一% 一六%
九八・〇八	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一一% 一六%
九八・〇九	二 その他のもの	一一% 一六%
九八・一〇	喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む)並びにシガーホーラー、シガレットホーラー及びこれらの部分品	一一% 一六%
九八・一一	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ	一一% 一六%
九八・一二	二 その他のもの	一一% 一六%
九八・一三	万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	一一% 一六%
A ボールペン	(一) その他のもの	一一% 一六%



